

令和 3 年度事業実績等について

I 中津川市の高齢者の状況

1 高齢者の人口

(1) 高齢者人口等の推移

各年 4 月 1 日現在 (単位: 人・世帯)

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
人 口	79,093	78,486	77,865	76,905	75,743
65 歳以上人口	25,101	25,157	25,290	25,311	25,229
75 歳以上人口	13,485	13,631	13,748	13,610	13,601
高齢化率(65歳以上)	31.7%	32.1%	32.5%	32.9%	33.3%
高齢化率(75歳以上)	17.0%	17.4%	17.7%	17.7%	18.0%
高齢世帯数	4,185	4,297	4,421	4,498	4,568
独居(65歳以上)	4,506	4,654	4,798	4,938	5,081

住民基本台帳による数値

- ・総人口は年々減少し、前年に比べ 1,162 人減少。65 歳以上人口も 82 人減少、75 歳以上人口は 9 人減少した。しかし、高齢世帯、独居世帯は年々増加し、高齢世帯は 70 世帯、独居は 143 世帯増加している。

(2) 高齢者人口等の地区別状況

令和 4 年 4 月 1 日現在 (単位: 人)

地 区		人 口	65 歳以上 人 口	75 歳以上 人 口	高齢化率 (65 歳以上)	高齢世帯 (世帯数)	独 居
中 津	東	8,210	2,434	1,379	29.6%	442	615
	西	10,909	3,233	1,785	29.6%	672	673
	南	7,187	2,330	1,322	32.4%	429	560
中津 計		26,306	7,997	4,486	30.4%	1,543	1,848
苗木		6,290	1,989	1,101	31.6%	340	413
坂本		13,125	3,646	1,877	27.8%	714	645
落合		3,659	1,330	715	36.3%	240	331
阿木		2,079	892	502	42.9%	137	183
神坂		1,242	556	296	44.8%	103	101
山口		950	379	167	39.9%	69	72
坂下		4,245	1,654	924	39.0%	293	356
川上		702	264	135	37.6%	41	61
加子母		2,567	1,094	602	42.6%	179	172
付知		5,276	1,997	1,060	37.9%	299	343
福岡		6,182	2,252	1,120	36.4%	406	376
蛭川		3,120	1,179	616	37.8%	204	180
合 計		75,743	25,229	13,601	33.3%	4,568	5,081

参考: 高齢化率 国 29.1%(R3.9.15 現在)、県 30.8%(R3.10.1 現在推計値)

- ・高齢化率（65歳以上）は昨年より0.4ポイント上昇し、33.3%。
- ・15地区のうち高齢化率が一番高い地区は神坂で44.8%、次いで阿木の42.9%、加子母の42.6%である。高齢化率の一番低い地区は、坂本の27.8%であるが、65歳以上人口は3,646人と15地区で一番多い。

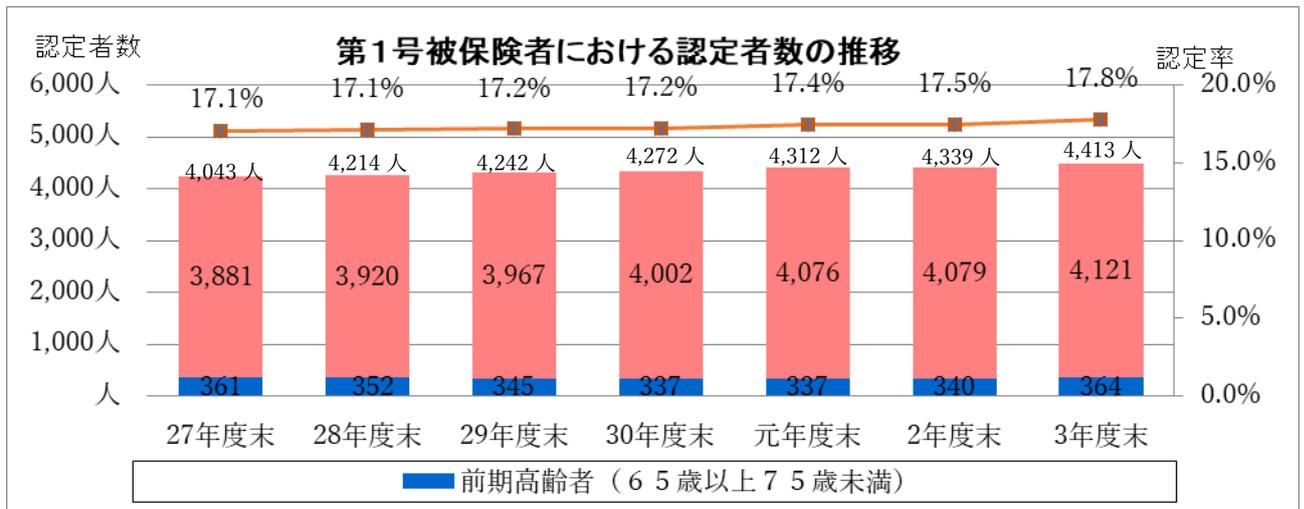
2 介護保険の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数

(令和4年3月末現在 単位：人)

区 分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第1号被保険者		466	418	1,114	844	596	647	400	4,485
65歳以上75歳未満		51	42	88	64	41	38	40	364
75歳以上		415	376	1,026	780	555	609	360	4,121
第2号被保険者		2	7	14	10	7	10	8	58
総 数	実 数	468	425	1,128	854	603	657	408	4,543
	構成比(%)	10.3	9.4	24.8	18.8	13.3	14.5	9.0	100
令和3年3月の構成比(%)		10.2	8.8	25.3	18.8	13.1	14.1	9.7	100.0

(2) 第1号被保険者（65歳以上）における認定者数の推移



- ・介護保険認定者は年々増加しているが、第1号被保険者の介護認定率は令和3年度末17.8%で平成27年度末からほぼ横ばい状態である。国18.9%・県17.3%（介護保険事業状況報告（暫定）より算出）と比較すると、国よりは認定者の割合は少ないが、県よりは多い状態が続いている。
- ・介護度は要介護1、2の構成割合が多い状況である。
- ・認定者の9割以上が、75歳以上である。

3 認知症の状況

(1) 年代別人口に対する認知症の方の割合

令和4年(人)				総人口 (人)	人口割合 (%)
年代	男	女	計		
40～64歳	22	14	36	24,283	0.1
65～74歳	119	96	215	11,628	1.8
75歳以上	724	2,018	2,742	13,601	20.2
総計	865	2,128	2,993	49,512	6.0
再掲(65歳以上)	843	2,114	2,957	25,229	11.7

認知症者数：令和4年4月1日時点で市民であり、要介護認定を受けている方で日常生活自立度がⅡ以上の方を抽出している。(特別養護老人施設等の施設入居者も含む。)

※日常生活自立度Ⅱとは、日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意すれば自立できる状態。

- ・令和4年4月1日現在、認知症の方は40歳以上で2,993人、内64歳以下の方は36人。65歳以上の方は2,957人で、65歳以上人口の11.7%を占める。
- ・認知症の方の91.6%が75歳以上である。

(2) みまもりが必要な認知症者の年次推移 (人)

年代	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和4年度認知症者に 占める割合
40～64歳	23	33	28	25	25	20	55.6% (母数36)
65歳以上	1,553	1,597	1,617	1,704	1,734	1,764	59.7% (母数2,957)
総計	1,576	1,630	1,645	1,729	1,759	1,784	59.6% (母数2,993)

※「みまもりの必要な認知症」：上記(1)の対象者(日常生活自立度がⅡ以上)の中で、寝たきり度がランクJ又はAの方で移動に関する運動機能が保たれている方をみまもりが必要な方として抽出した。特別養護老人ホーム等の施設入所者は除く(ただし、グループホーム及び老人保健施設利用者は含む)。

- ・要介護認定者における(40歳以上)認知症の方の総数は令和4年2,993人あり、その内みまもりが必要な認知症者の割合は、1,784人で59.6%である。

II 令和3年度事業の実績

1 総合相談支援

(1) 各地域包括支援センター・在宅介護支援センター(ブランチ)への相談・実態把握件数

(単位：件)

センター名	相談実人数	相談回数	介護保険関係	介護関係	福祉サービス	福祉・医療	状態把握	認知症	虐待	精神	権利擁護	介護予防	高齢者の生活	その他	合計(延数)	実態把握訪問	
地域包括支援センター	372	1,019	263	56	39	173	27	162	85	69	80	17	683	338	1,992	—	
東	184	361	43	12	12	23	229	30	2	17	1	0	32	6	407	549	
西	483	770	214	42	55	161	86	77	1	36	32	78	317	136	1,235	445	
みなみ	406	1,228	244	21	68	62	805	56	5	3	8	125	78	101	1,576	341	
瀬戸の里	362	479	153	128	111	90	78	69	4	31	18	71	164	93	1,010	206	
ひだまり苑	385	1,511	641	224	127	497	252	89	42	22	14	234	419	189	2,750	509	
ゆうらく苑	293	592	237	53	121	134	189	69	5	12	11	35	67	147	1,080	120	
シクラメン	104	647	337	134	48	147	165	120	0	1	23	47	269	101	1,392	65	
北部	山口	22	105	16	5	9	10	24	5	0	1	5	4	62	8	149	22
	坂下・川上	135	552	98	31	100	42	101	48	14	46	60	13	343	42	938	100
	加子母	30	107	13	3	25	6	4	7	0	6	3	24	36	3	130	30
	付知	87	204	45	4	46	16	8	10	8	2	1	15	92	8	255	24
	福岡	116	324	57	28	71	27	90	15	05	9	15	14	143	60	534	87
	蛭川	53	238	32	6	34	9	20	8	0	2	11	12	156	11	301	25
合計	3,032	8,137	2,393	747	866	1,397	2,078	765	171	257	282	689	2,861	1,243	13,749	2,523	

- ・令和3年度は高齢者の生活・介護保険関係と福祉・医療に関する相談が多い状況である。また、数は少ないが権利擁護に関する相談が増加している。
- ・近年、相談総件数は延べ10,000件以上となっている。

(2) 地域包括支援センター運営協議会

- ・地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため地域包括支援センター運営協議会を書面にて2回開催した。

(3) 地域包括支援センター・在宅介護支援センター相談協力員懇話会

- ・地域包括支援センター・在宅介護支援センターの円滑な活用を促進するため、地区毎に相談協力員を配置し、令和3年度は13地区で懇話会を開催した。
- ・全支援センター相談協力員数 141人

2 権利擁護事業

(1) 相談・講演・研修・会議実施状況

内 容	実施状況
権利擁護関連相談	282件
虐待関連相談	171件
高齢者虐待防止講演会	1回開催 46名 (地区を限定して開催)
高齢者虐待防止研修会(講師 臼井潤一郎先生 のぞみの丘ホスピタル地域支援部顧問)	2回開催 218名 (ハイブリッド)
高齢者虐待防止関係専門機関介入支援ネットワーク会議	1回(オンライン開催)
高齢者虐待防止保健・医療・福祉サービス介入ネットワーク会議	1回(オンライン開催)
成年後見制度巡回相談	18回
成年後見制度市長申立	3件

- ・認知症など判断能力の衰えにより、日常生活が困難になってきた方への支援として成年後見制度等の普及啓発および高齢者虐待の早期発見・早期対応支援を行った。

(2) 高齢者の虐待通報件数と虐待件数の状況

① 虐待の通報件数と虐待件数(単位:件)

	通報件数	虐待件数
平成29年度	30	24
平成30年度	24	12
令和元年度	35	15
令和2年度	39	15
令和3年度	42	10

② 被虐待者の性別(実人数)(単位:人)

	男性	女性	合計
平成29年度	4	17	21
平成30年度	2	9	11
令和元年度	1	11	12
令和2年度	1	14	15
令和3年度	1	9	10

③ 虐待者の続柄（重複あり） （単位：件）

	夫	妻	息子	娘	嫁	婿	その他
平成 29 年度	1	0	12	4	0	1	孫 1 弟 1
平成 30 年度	2	1	5	2	1	0	孫 1
令和元年度	2	0	6	3	0	0	甥 1
令和 2 年度	3	1	6	5	0	0	0
令和 3 年度	5	1	1	3	0	0	0

④ 虐待の種別（重複あり） （単位：件）

	身体的	ネグレクト	心理的	性的	経済的
平成 29 年度	12	3	9	0	9
平成 30 年度	7	2	1	0	2
令和元年度	8	0	7	0	4
令和 2 年度	6	5	6	0	1
令和 3 年度	9	0	0	0	1

- ・虐待の通報件数は 42 件で、その内虐待と判断したケースは 10 件であった。
- ・令和 3 年度は被虐待者の全員が認知症もしくは家族の訴えなどから認知症状のみられる者であった。認知症では介護負担が増大するために虐待に至るケースが多い。
- ・虐待者の内訳として夫からの虐待が 5 件、娘からの虐待が 3 件と多かった。
- ・虐待の種別としては、身体的が多かった。
- ・虐待者の背景として、精神疾患を有するもの（疑いを含む）や、経済的困窮などがあり、保健、医療、福祉部門など他部署と連携して対応した。

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

内 容	開催回数
ケアマネジャー会議・研修（ケアマネ部会）	5 回
主任介護支援専門員連絡会	6 回
介護予防関係者会議・研修	12 回
地域包括支援センター連絡会	8 回
地域包括・在宅介護支援センター部会	12 回

- ・コロナ下で会議・研修会の実施が困難な場合は、オンラインも利用して行った。

4 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援業務
介護予防支援（要支援1,2）ケアプラン作成状況

（単位：件）

（単位：人）

	ケアプラン作成件数			対象者実人数（年度中）		
	合計	包括 取扱数	委託 件数	年度	対象者	（内） 新規対象者
平成30年3月末	684	312	372	29年度	966	280
平成31年3月末	687	402	285	30年度	952	268
令和2年3月末	645	352	293	元年度	937	250
令和3年3月末	658	381	277	2年度	905	260
令和4年3月末	673	346	327	3年度	927	269

- ・令和3年度介護予防支援ケアプラン作成対象は927人で、若干増加した。
- ・令和4年3月末時点で介護予防支援ケアプラン作成件数は673人で横ばい傾向である。

5 介護予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

① 集中型一次予防事業（あんきなくらぶ）（15地区）

	開催回数（回）		実人員（人）	延べ人員（人）
平成29年度(31教室)	1,431		367	13,242
平成30年度(31教室)	1,440		376	12,430
令和元年度(31教室)	1,321		382	11,690
令和2年度(31教室)	在宅	教室	320	10,995
	155	796		
令和3年度(31教室)	31	1,282	291	9,275

- ・介護保険認定を申請していない高齢者を対象に概ね週1回開催している。
- ・令和2年度～緊急事態宣言下では、在宅として訪問での介護予防事業を実施。

② 脳イキイキ教室

	開催回数(回)	実人員(人)	延べ人員(人)
平成29年度	43	13	242
平成30年度	24	8	148
令和元年度	24	9	175

- ・脳の健康維持や認知症予防を目的に、「読み・書き」「計算」を行いながら参加者で交流をはかっていた。令和2年度は感染症予防対策のため中止とし、以後は出前講座で認知症予防の取り組みを取り入れて行っている。

③ 地域包括・在宅介護支援センター介護予防教室

	開催回数(回)	実人員(人)	延べ人員(人)
平成29年度	430	1,086	5,371
平成30年度	465	1,163	5,752
令和元年度	380	1,122	4,628
令和2年度	215	427	1,496
令和3年度	323	484	2,587

- ・各地域包括支援センター・在宅介護支援センターで介護予防の必要性の周知や閉じこもり予防を目的に開催した。
- ・令和2,3年度は新型コロナウイルス感染症予防対策で教室を一部休止したため開催回数が減少している。

④ 訪問型・通所型介護予防事業

○訪問型介護予防事業(口腔機能向上・栄養改善)

	開催回数(回)	実人員(人)	延べ人員(人)
平成29年度	3	2	3
平成30年度	3	3	3
令和元年度	3	3	3
令和2年度	1	1	1
令和3年度	0	0	0

○通所型介護予防事業(運動を中心とし、口腔・栄養も開催)

	開催回数(回)	実人員(人)	延べ人員(人)
平成29年度	63	98	774
平成30年度	64	81	531
令和元年度	63	81	478
令和2年度	36	49	257
令和3年度	80	73	351

- ・虚弱・閉じこもりなどの高齢者に対して、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」などの介護予防事業を実施した。
- ・訪問して指導する事業(訪問型)と教室参加等通所による事業(通所型)を実施しているが、令和2,3年度は新型コロナウイルス感染症予防対策で開催方法を変更して実施した。

(2) 地域介護予防活動支援事業

① 介護予防サポーター等ボランティアの育成研修

事業名	開催回数 (回)	実人員 (人)	延べ人員 (人)
介護予防サポーター養成講座	5	12	55
介護予防サポーターフォローアップ研修	2	8	12
介護予防担当者フォローアップ研修(五感健康法推進員)	1	2	2
介護予防従事者研修会	2	30	48

・介護予防に関するボランティア等の人材育成や地域組織活動の育成・支援を行うことを目的として研修会を実施した。

② 地域での活動状況

ボランティア名	実人数	活 動 内 容
介護予防サポーター	32人	サロン等でのボランティア
五感健康法推進員	5人	各地区ふれあいサロン、あんきなくらぶ、グループホーム等で出前講座を開催

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

・理学療法士を地域の介護予防教室等に派遣し、フレイル予防等の指導を2回実施した。

6 認知症総合相談支援・認知症みまもりの「わ」事業

(1) 認知症高齢者を支える地域ネットワークづくり

① 認知症を支える関係者の連携会議

内 容	開催回数
地域支援ネットワーク会議 (地域包括・在宅介護支援センター 相談協力員懇話会)	13回
コーディネーター会議(専門家による会議)	1回

② 地域支え合いマップづくり

実施年度	実施地区数	フォローアップ
平成22年度	西(桃山区)加子母(中切区 上桑原区)	
平成23年度	東(12区)坂本(新町区)神坂(2区)	
平成24年度	付知(若宮区)坂下(新田区)苗木(室屋区)	東・神坂・西
平成25年度	蛭川(田原)福岡田瀬(大萱・芝ヶ瀬)	苗木・坂下
平成26年度	阿木(沢外戸区)・南(中村区)	付知
平成27年度	山口(第6区)	阿木
平成28年度		山口
平成29年度	川上(森平地区)	
平成30年度	坂本(8区二軒屋1組)川上(2区)	東
令和元年度	阿木(3区)坂下(9区時鐘)	
令和2年度		阿木
令和3年度	東(銭亀区・14区の一部)	

③ 認知症みまもりガイドの配布

- ・認知症みまもりガイドには認知症ケアパス（認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）を掲載している。

（２）認知症理解の普及啓発・認知症家族支援

① 認知症講演会は地域を限定して開催。YouTube で配信を行った。

② 認知症サポーター養成講座開催とキャラバン・メイト養成状況

年 度	開催回数	受講人数	キャラバン・メイト養成数
令和 3 年度	17 回	332 人	—
平成 18 年度～令和 3 年度年度の合計	463 回	10,158 人	159 人

- ・認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」の養成講座を開催。企業や小学校等の団体が受講している。

③ もの忘れ相談

- ・毎月開催するが相談人数は年間 0 人であったが、各支援センターで随時相談対応にあたっている。

④ 認知症初期集中支援推進事業

- ・認知症の人やその家族に対し、早期対応に向けた支援体制として「認知症初期集中支援チーム」を平成 29 年 10 月に設置したが、令和 3 年度は通常相談として対応した。

⑤ 認知症家族への支援

- ・認知症の方を介護している家族が集まり、介護の悩みを共有し交流を図ったり、相互により良い介護方法を学ぶ機会として、各支援センターが地域の状況や介護者のニーズに応じて認知症家族の会を開催した。
- ・市内各地区で延べ 29 回実施し、延べ 145 人の参加があった。

⑥ 若年性認知症家族の会

- ・平成 28 年度より若年性認知症家族の会を実施、令和 3 年度は 3 回開催し参加者は延べ 9 人だった。
- ・内容としては情報交流の場、福祉サービスや介護保険制度等の相談に対応している。
- ・若年性認知症の家族会の特徴として、発症当時の気持ち、相談先や治療の選択、経済的課題等、特徴的な話題が聞かれた。参加者同士共感し合える場となった。

⑦ 認知症カフェの開催

	開催回数（回）	来場者延べ人数（人）
平成 27 年度	1	15
平成 28 年度	6	263
平成 29 年度	9	408
平成 30 年度	13	547
令和元年度	18	611
令和 2 年度	9	120
令和 3 年度	9	111

- ・認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の柱の一つである「認知症家族への支援」として、認知症カフェを平成 27 年度から開催している。
- ・令和 2 年度はオンラインシステムも利用することで感染症予防に留意しつつ実施した。

⑧ オレンジ委員会

- ・地域包括支援センター・在宅介護支援センター相談員で構成されたメンバーで認知症の本人支援のあり方を検討した。

（3）認知症地域支援推進員の活動（認知症みまもりのわ事業：認知症総合支援事業）

- ・平成 27 年 9 月から認知症地域支援推進員を設置し、医療機関や介護保険サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターの役を担っている。

7 地域ケア会議

内 容	開催回数
地域課題解決型	37 回
個別課題解決型	26 回
地域ケア個別会議	31 回
地域包括ケアネットワーク会議（準備会議含む）	8 回

- ・自立支援及び地域課題の把握を目的として、多職種で検討を行う地域ケア個別会議を定例で開催した。
- ・地域課題解決を目的とした地域包括ケアネットワーク会議を未実施の地域で行うため、準備会議を行った。
- ・地域課題としては、認知症への理解不足、社会資源の不足等があげられる。今後も関係機関及び地域と連携した支援が必要となる。

8 在宅医療・介護連携の推進

- ・相談窓口として「中津川市在宅医療・介護連携支援センター」を中津川市民病院内に設置している。
- ・「在宅歯科医療連携室」を中津川歯科医師会事務局（にぎわいプラザ内）に設置。
- ・在宅への移行が円滑に行えるように市民病院との連絡会議を開催した。

9 生活支援サービスの体制整備事業

(1) 生活支援コーディネーター

- ① 平成 28 年度より第 1 層（市内全域を担当）の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会へ事業委託し配置、高齢者支援のニーズ及び地域資源の状況把握やサロン立ち上げなど活動を進めている。
- ② 平成 29 年度より第 2 層（15 地区：下記参照）の生活支援コーディネーターを各地区に配置し各地区のニーズ把握及び第 2 層協議体設置に向けた関係機関との調整を実施している。

【第 2 層地区】

1	東地区	4	苗木地区	7	阿木地区	10	坂下地区	13	付知地区
2	西地区	5	坂本地区	8	神坂地区	11	川上地区	14	福岡地区
3	南地区	6	落合地区	9	山口地区	12	加子母地区	15	蛭川地区

(2) 協議体について

- ① 第 1 層協議体：市全域として各団体の代表により設置、定期的に会議を実施し事業の進捗の報告、助言及び協力について協議している。
- ② 第 2 層協議体：第 2 層生活支援コーディネーターを中心に市内 15 地区で委員の選定調整、平成 30 年度より実施の体制とした。